

「店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2021 年 3 月 15 日)

現 行	変更後
省 略 枠内 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省 略 取引手数料は、シストレ 24、マイメイトは無料です。 トライオート F X は、1,000 通貨あたり片道 20 円 (0.2/米ドル/スイスフラン/NZ ドル/英ポンド/豪ドル) を上限として徴収します。手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。トライオート F X の受渡決済に係る手数料は、1,000 通貨単位あたり 1,000 円 (ただし、10,000 通貨未満の場合は 1 件あたり 10,000 円) となります。手数料の詳細につきましては、各サービスの取引要綱をご覧ください。 <u>シストレ 24 およびマイメイトは、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。</u> 当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量 1,000 通貨毎に 1 円 (税込) をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、トライオート F X は投資顧問契約を締結していただく必要はございません。 省 略 カバー取引先 (トライオート F X・シストレ 24) 省 略 ■ ドイツ銀行 (銀行業：ドイツ連邦金融監督局) ■ ゴールドマン・サックス・インターナショナル (証券業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ シティバンク、エヌ・エイ (銀行業：米国の金融監督当局、英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ バークレイズ銀行 (銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ ユービーエス・エージー (銀行業：スイス連邦金融市場監督機構) ■ コメルツ銀行 (銀行業：ドイツ連邦金融監督局) <u>■ OCBC 証券</u> (証券業：シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所) ■ モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル (金融商品取引業：英金融行為機構および英健全性規制	現行どおり 枠内 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 現行どおり 取引手数料は、マイメイトは無料です。<u>トライオート F X は、1,000 通貨あたり片道 20 円 (0.2/米ドル/スイスフラン/NZ ドル/英ポンド/豪ドル) を上限として徴収します。</u>手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。トライオート F X の受渡決済に係る手数料は、1,000 通貨単位あたり 1,000 円 (ただし、10,000 通貨未満の場合は 1 件あたり 10,000 円) となります。手数料の詳細につきましては、各サービスの取引要綱をご覧ください。 <u>マイメイトは、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。</u>当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量 1,000 通貨毎に 1 円 (税込) をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、トライオート F X は投資顧問契約を締結していただく必要はございません。 現行どおり カバー取引先 (トライオート F X) 現行どおり ■ ドイツ銀行 (銀行業：ドイツ連邦金融監督局) ■ ゴールドマン・サックス・インターナショナル (証券業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ シティバンク、エヌ・エイ (銀行業：米国の金融監督当局、英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ バークレイズ銀行 (銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ ユービーエス・エージー (銀行業：スイス連邦金融市場監督機構) ■ コメルツ銀行 (銀行業：ドイツ連邦金融監督局) ■ モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル (金融商品取引業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ J P モルガン・チェース・バンク N. A. (銀行業：米国の金融監督局)

現 行	変更後
機構) ■ <u>ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー</u> (銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ <u>J P モルガン・チェース・バンク N. A.</u> (銀行業：米国の金融監督庁) ■ <u>B N P パリバ</u> (銀行業：フランス金融市場庁) ■ <u>ノムラ・インターナショナル PLC</u> (証券業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ <u>クレディ・スイス AG</u> (銀行業：スイス連邦金融市場監督機構) ■ <u>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー</u> (銀行業：米国の金融監督当局) ■ <u>オーストラリア・アント[※]・ニュージーラント[※]・バンキング・グループ・リミテッド[※]</u> (銀行業：オーストラリア健全性規制庁) ■ <u>バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ</u> (銀行業：米国の金融監督当局) ■ <u>BATS Hotspot LLC</u> (金融機関向け外国為替電子取引事業者：監督官庁無し) ■ <u>360TGTx. inc</u> (金融機関向け外国為替電子取引事業者：ドイツ連邦金融監督局) ■ <u>スタンダードチャータード銀行</u> (銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ <u>シタデル セキュリティーズエルエルシー (Citadel Securities LLC)</u> (金融機関向け外国為替電子取引事業者：米金融取引業規制機構) ■ <u>エックス・ティー・エックス・マーケット・リミテッド (XTX Markets Limited)</u> (リクイディティプロバイダー：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ <u>香港上海銀行 (HSBC)</u> (銀行業：香港金融管理局) ■ <u>サクソ銀行 (Saxo Bank A/S)</u> (銀行業：デンマーク金融庁) ■ <u>HC Technologies, LLC</u> (リクイディティプロバイダー：監督官庁無し)	■ <u>B N P パリバ</u> (銀行業：フランス金融市場庁) ■ <u>クレディ・スイス AG</u> (銀行業：スイス連邦金融市場監督機構) ■ <u>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー</u> (銀行業：米国の金融監督当局) ■ <u>バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ</u> (銀行業：米国の金融監督当局) ■ <u>360TGTx. inc</u> (金融機関向け外国為替電子取引事業者：ドイツ連邦金融監督局) ■ <u>スタンダードチャータード銀行</u> (銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構) ■ <u>シタデル セキュリティーズエルエルシー (Citadel Securities LLC)</u> (金融機関向け外国為替電子取引事業者：米金融取引業規制機構) ■ <u>エックス・ティー・エックス・マーケット・リミテッド (XTX Markets Limited)</u> (リクイディティプロバイダー：英金融行為機構および英健全性規制機構)
省 略	現行どおり
シストレ 24, およびマイメイトについてはクーリングオフができます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。	マイメイトについてはクーリングオフができます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。
省 略	現行どおり
枠下 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	枠下 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて
省 略	現行どおり
【本取引の概要】	【本取引の概要】
省 略	現行どおり

現 行	変更後
☆証拠金 省 略 (4) 差損益金およびスワップポイントの取扱い 省 略 (トライオート FX・シストレ 24) 双方とも発生日に各サービスの取引口座に反映されます。 省 略 (5) ロスカットの取扱い 当社は、一定間隔ごとに本口座の有効比率 (シストレ 24 は必要証拠金率) の確認を行い、有効比率が当社所定の比率に達した場合、下記の通り対応します。 (トライオート FX・シストレ 24) 未約定の注文を取消したうえで、すべての建玉を強制決済 (ロスカット) します。 省 略 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省 略 (2) 注文の指示事項 省 略 ※シストレ 24 およびマイメイトの自動売買注文については、上記必要事項をお客様の設定をもとにシステムが自動的に指示するものとします。設定について詳しくは当社ホームページをご覧ください。 省 略 (8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告 当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様からのご請求の有無に関わらず、取引成立の都度および月次または四半期※ごと (以下「報告対象期間」といいます) にお客様の報告対象期間において成立した取引、報告対象期間の末日における建玉、証拠金状況等を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。 ※シストレ 24 およびマイメイトの報告対象期間は、取引成立の都度および月次ごととなります。トライオート F X の報告対象期間は、取引の成立の都度および四半期ごととなります。 省 略 9. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決 省 略	☆証拠金 現行どおり (4) 差損益金およびスワップポイントの取扱い 現行どおり (トライオート FX) 双方とも発生日に各サービスの取引口座に反映されます。 現行どおり (5) ロスカットの取扱い 当社は、一定間隔ごとに本口座の有効比率の確認を行い、有効比率が当社所定の比率に達した場合、下記の通り対応します。 (トライオート FX) 未約定の注文を取消したうえで、すべての建玉を強制決済 (ロスカット) します。 現行どおり 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 現行どおり (2) 注文の指示事項 現行どおり ※マイメイトの自動売買注文については、上記必要事項をお客様の設定をもとにシステムが自動的に指示するものとします。設定について詳しくは当社ホームページをご覧ください。 現行どおり (8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告 当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様からのご請求の有無に関わらず、取引成立の都度および月または四半期※ごと (以下「報告対象期間」といいます) にお客様の報告対象期間において成立した取引、報告対象期間の末日における建玉、証拠金状況等を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。 ※マイメイトの報告対象期間は、取引成立の都度および月ごととなります。 トライオート F X の報告対象期間は、取引の成立の都度および四半期ごととなります。 現行どおり ☆金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決 現行どおり

現 行	変更後
(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要 ①店頭外国為替証拠金取引 当社とお客様が対向で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、<u>「シストレ24」および「マイメイト」について、オンライン取引を提供しています。なお、「シストレ24」および「マイメイト」については、投資助言業にも該当します。</u> 省 略 シストレ24 取引要綱 以下省略 以上 <u>2021 年 3 月 8 日</u>	(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要 ①店頭外国為替証拠金取引 当社とお客様が対向で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、<u>「マイメイト」について、オンライン取引を提供しています。なお、「マイメイト」については、投資助言業にも該当します。</u> 現行どおり 削 除 以下現行通り 以上 <u>2021 年 3 月 15 日</u>